

君津市告示第103号

君津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、君津市耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する計画をいう。）に基づき、地震の発生時における危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において、君津市補助金等交付規則（昭和46年君津市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、君津市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路のほか、一般交通の用に供される不特定多数の者が通行する道をいう。
- (2) 通学路 君津市教育委員会に通学路としての届出のあった道路等をいう。
- (3) 避難路 千葉県及び君津市地域防災計画で定める緊急輸送道路、通学路及び建築物から避難場所までの避難経路となる道路等であって君津市耐震改修促進計画で定めるものをいう。
- (4) ブロック塀等 市内にあるれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀及び一体となる基礎をいう。
- (5) 危険ブロック塀等 ブロック塀等のうち、道路等に面し、道路面からの高さ（擁壁等がある場合は、その高さを含む。）が1.2メートルを超えるもので、市長が危険と判定したものをいう。
- (6) 除却工事 危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事であって、倒壊による危険がなくなる状態にすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 危険ブロック塀等を所有していること。
- (2) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がないこと。
- (3) 当該危険ブロック塀等が設置されている同一の敷地において、過去にこの告示による補助金を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路のうち通学路に面する危険ブロック塀等で、傾き、亀裂、破損又はぐらつき等が確認できるものの除却工事とする。ただし、建築基準法に明らかに違反しているものを除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除却工事を行う危険ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額又は除却工事に要する費用の2分の1のうち、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る契約を締結する前に、君津市ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等の位置図
- (2) 危険ブロック塀等の現況写真
- (3) 除却工事の計画図
- (4) 除却工事の見積書の写し
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 登記簿謄本その他のブロック塀等を所有していることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請の日が属する年度の12月28日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、君津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定（却下）

通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに君津市危険ブロック塀等除却事業変更承認申請書（別記第3号様式）に同条各号に掲げる書類のうち変更のあった書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、君津市危険ブロック塀等除却事業変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は補助対象事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに君津市危険ブロック塀等除却事業中止（廃止）届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は第7条に規定する決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに君津市危険ブロック塀等除却事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業に係る費用の内訳を証する書類
- (3) 補助対象事業の完了後の状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、君津市危険ブロック塀等除却事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、君津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の執行が著しく適正を欠くと認めたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、君津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する